

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使交渉について</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更に関しては地方公務員法の趣旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p>
<p>2. 人員について</p> <p>(1) 恒常的な人員不足の改善策を講じること。</p> <p>(2) 正規職員の人員を確保し、採用に当たっては、職務を円滑に進め保育園のサービス向上をはかることから、経験豊かな非常勤職員から採用すること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 多様な雇用形態を活用した上で、必要数の確保に努める。</p> <p>(2) 多様な雇用形態を活用した上で、必要とする職員数を確保する。なお、本市の正規職員の採用に当たっては、採用試験を実施している。</p>
<p>3. 賃金改善について</p> <p>(1) 非常勤職員の働く意欲を高め、近隣自治体の状況も踏まえたうえ、賃金の引き上げを行うこと。</p> <p>(2) 調理員の調理師免許資格取得者には、賃金の引き上げを行うこと。</p>	<p>3.</p> <p>(1)(2) 保育園で勤務する非常勤職員の賃金単価については、近隣市の状況を確認しながら、検討しているところである。</p>
<p>4. 制度改善について</p> <p>(1) 保育園に勤務する非常勤職員の病気休暇を有給にすること。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 現行どおりとする。</p>